無償か、有償か？

――個人データを対価とするデジタルコンテンツの契約による交換

マーティン・シュミット＝ケッセル（Martin Schmidt-Kessel）
アナ・グリム（Ana Grimm）
バイロイト大学(1)
翻訳：藤原正則

ビッグ・データの利用の増大以後は当然だが、それ以前から、データ、特に、個人データは、給付、給付約束の構成部分となっている。確かに、デジタルの世界では、サービス給付と並んで、デジタルコンテンツも、しばしば「無料」又は「気前よく」提供されている。ただし、多くのケースで、それは、単に、給付が金銭と引き替えにではなく提供されているにすぎない。通例では、コンテンツの給付受領者に全く負担がないわけではない。つまり、［デジタルコンテンツの］給付者は、全く気前がよいわけではない。それどころか、まずはデジタルコンテンツの提供者、さらに、それ以外の提供者も、デジタルコンテンツの受領者が伝達する、つまり、伝達して後に残すデータの利用から収益を上げることが多くなっている。データ使用の方法は、極めて多様である。つまり、古典的なデータの取引、および、目的の決まった宣伝の措置の申込みと並んで、プロファイル形成のみならず機能の指示と自己の製造物の欠陥に関する認識は、提供者にとって利害関係がある。

政治的、経済的には、このような「個人データでの支払い」は、この間で自明の理となっている。自分の個人情報が経済的な価値を持つことは、特に、メディアでの政治的な討論を通じて、消費者にも一般的に知られつつある(2)。ところが、この問題に関する法的な議論は、漸く始まったばかりである。デジタ

ルコンテンツと比べると既に完結している古典的なデータ保護は、特に、人格権保護には有用であるが、自分の個人データの商業的な利用に関する複雑な新しいパラダイムは、いまだ全く形成されておらず(3)、しかも、それはデータ保護法でも、債務法ないしは契約法でも同じである。

ヨーロッパ法でも、各国法でも、個人データ、すなわち、個人データの商業化を対価とする、デジタルコンテンツを含む給付の交換に対して、端緒としてでも規律を与えるようなルールは未だ定められていない。個人データの商業化に関する契約作成とどうつきあったらよいのかに関しては、法はほとんど準備ができていない(4)。人格権保護に合わせて調整されたデータ保護法は、利害調整ではなく、法的な地位との関係にだけ向けられているから、この新しい課題に十分に対処することはできない。つまり、その機能は、有体物に対する物権法に相応するものだからである。法システムの伝統的な機能分担では、ここで問題とされている取引モデルでの利害調整は、債務法ないしは契約法の分野に属する。だから、不可欠なのは、データ保護を規律するだけでなく、現行の債務法に既に存在する基礎を場合によっては補完する、特別な契約法のルールの創設と定着である。

とはいっても、これまでのところ、ドイツ法でもヨーロッパ法にも、このテーマに関する、データ保護法の中で規律されている人格権法的な側面以外の部分で、給付交換の中での給付ないしは反対給付としての個人データを組み込んで適切にまとめあげた一種のデータ債務法は、いまだ存在しない(5)。ヨーロッパ委員会の考え方では、この事態は、今や、特別にデジタルコンテンツの契約に関して変更される必要がある。2015年12月 9 日に提示された指令［の］提案(6)は、このような契約を含んでおり、その契約では、金銭ではなく、データ、特に、個人データが、反対給付とされている（提案 3 条 1 項、 4 項）。指令提案には、もちろん、本稿の問題は、極めて限られた範囲で触れられているにすぎず(7)、各国の立法者にとっては、大きな解釈と立法化の範囲が与えられていると予測できる。以下の考察の対象は、委員会の指令提案と同様に、デジタルコンテンツの給付の一応は無償に見える状況に限定することとする(8)。そ

れ以上の問題の解明は、将来の考察に委ねたい。

A）給付対象としての個人データ

「無償での」自由な利用に委ねられたデジタルコンテンツの問題の核心は、まずは、個人データが、どの程度で、およそ給付対象、すなわち、デジタルコンテンツの反対給付として、契約法的な関係で取り扱われうるのかである。その際の個人データの商業化は、それ以外の人格権、例えば、肖像権の商業化と部分的に違っているだけである(9)。

BGB の給付概念は極めて広く(10)、全ての作為、受忍、不作為は給付と考えることが可能であり(11)、正確には給付対象は解釈によって決定されるべきものだから、個人データを給付対象［目的］に整理することは、債務法上は問題はなさそうである。このことは、データ債務者が自身でデータを伝達しようが(12)、それ以外の方法でデータ債権者がデータを作成しようが、全く無関係である(13)。その際に、まずは、データ保護の人格権保護的な方向性は、契約によるデータの給付義務とは、それ自体としては矛盾しない。確かに、人格権そのものの処分はできないが(14)、その使用権限を与えることは、一般的に承認されている。データ保護法では、使用権限の授与は、他人への同意によってデータ処理を可能にすることで実現されている(15)。確かに、データ処理への同意と同意への契約上の義務に関しても、重大な制限は存在するが(16)、「自身の個人データ」という財産的価値には原則として利用可能性があること、および、交換手段としてのデータ利用は、同意および同意への義務とは原則として矛盾しない(17)。

とはいっても、単なる個人データの伝達だけでは、通例では、給付対象としては十分ではない(18)。法的な許可、又は、データ保護法上の同意なしでのデータ処理は、許容されておらず、しかも、責任を負う者が、合法的にデータを利用できるとき（例えば、法的義務の履行）でも同じである。これは、データ保護基本法（DatenschutzGVO） 6 条から明らかである。同条によれば、個人データの収集、処理、利用は、データ保護法又はそれ以外の法規定が、それを許可

するか指示するか、当事者が同意したとき（同意の留保を付された禁止）に限って許される。その結果、個人データの伝達はしばしば「給付を対価とするデータ」の契約作成の構成部分であるが、しかし、債権者の利益は、データ保護法の大枠となっている条件ゆえに、その中心は、データ処理でのデータ保護法上の同意を確保することにある。そうして初めて、データ債権者にとっては、データ債務者の個人データを適法に加工・処理することが可能となる。データ保護法上の同意によって初めて、債権者は、個人データの経済的な価値を適法に自分のために現実化できる地位を取得する。

多くの場合に、データ債権者は、どちらにせよ、当事者およびデータ債務者による伝達なしで、自分でリストアップしてデータを取得しており、しかも、場合によっては、契約締結以前に取得している。このような既にデータ保護基本法 6 条 1 項 b に規定されているデータ収集による場合には、データ保護法上の同意は、特に、法律上予め規定された目的以上のデータ処理目的の拡大を許容している。だから、データの給付の契約上の義務の構成の中心は、個人データの利用への当事者の同意であるが、他方で、データの伝達と作成は、むしろ二次的な性格を持っている[19]。現在示されている委員会の提案は、以上の連関を十分に顧慮しておらず、データの伝達にだけ注目している[20]。

とはいっても、データ保護法上の同意によって基礎づけられた使用権限が給付対象となることに意味があるのは、その都度の個人データの収集、加工処理をすることが法律上は許されていない場合に限られる[21]。法律で既に許可されているデータ処理を可能にする義務は、全体としての義務の目的設定を無意味にしている。言い換えるなら、給付の基礎が欠けている。ここでは、最も大事な許可規範は、なんといっても、データ保護基本法 6 条 1 項 b であり、同条によると、データ処理は自身のビジネス目的のための利用が許されている[22]。とはいっても、「給付を対価とするデータ」という契約構成それ自体は、この法律上の許可要件には当てはまらない。すなわちこの規定は、契約の締結と清算に必要なデータのみに関するものであり、契約関係内の本来の給付対象としてのデータに関するものではない[23]。以上の理由で、データ保護法上の同意の義

務は、法律によって収集が許されない個人データにだけ拡張されている[24]。

他人に関するデータ処理に関するデータ保護法上の禁止への同意によって基礎づけられた処分可能性を根拠として、個人データを契約上の義務の構成部分とすることは法律上は排除されていない。だから、同意が可能なことは、データの商業化のキーとなっている[25]。

とはいっても、合意による契約の作成には、やはり法律上の重大な制限が加えられている。例えば、同意には、必ず十分に特定された使用目的を定式化しておく必要がある。データないしは使用権限が対価となるという事情が、使用目的に含まれるのかに関しては、これまで論じられていないが、否定されるべきである[26]。加えて、データ債務者が、個人データの伝達の範囲を制限なく拡大したり、又は、データ保護法上の同意を何時でも撤回できる権利を放棄する義務を負わされることは許されていない[27]。前者は、同意の目的決定に関する特定性の要請の帰結であり、後者は、最終的には、ヨーロッパ基本権憲章８条とヨーロッパ人権条約８条の憲法上の決定に由来する。

はっきりしないのが、様々なデータ保護法上の連結禁止から何が帰結されるかということである。連邦データ保護法（BDSG）28条３項ｂの禁止は、旧通信メディア法（TMG）12条３項の狭いルールが元になっており、当事者による同意の可能性を制限している。つまり、「同価値の契約上の給付へのアプローチが、当事者にとって、同意なしでは、不可能か、予測できる方法では不可能なときは、」責任を負う者には、契約の締結を当事者の同意に係らしめることは許されない。データ保護基本法７条４項は、以上の禁止を緩和された形式（事情を考慮すべきである）で受け入れており、その際に、考慮の根拠（43）は、同意は当然には与えられていないと、はっきりと厳格に定式化している。以上の禁止を広く解するなら、データ債権者が金銭で選択的な（および、予想できる）価格を提示しなかった限りでは、反対給付としてのデータの使用は、以上の禁止に抵触することになる[28]。とはいっても、本当はそうではない[29]。当該の禁止は、その目的によれば、いずれにせよ、反対給付としてのデータ利用権限のあからさまな合意ではなく、契約の作成に付随するそれ以外では無関

係な付随合意を目的としている。それに対して、［連邦データ保護法の］文言も体系も、シューファ条項に含まれるその由来を一瞥すれば、歴史的にも要請されていなかったようにみえる、連結禁止の広い理解を求めてはいない。とはいっても、付随合意への制限は、契約の作成への帰結をもたらす。連結の禁止は、使用権限がはっきりと反対給付関係におかれ、反対給付の機能が、同意に含まれた目的設定の一部である場合は、個人データの使用権限の合意には抵触しない。結局のところ、連結禁止の意味は、第一義的には、透明性の機能にある。データで支払わせようという者は、これをはっきり開示すべきである。

その結果、個人データは、十分に給付対象となりうる(30)。データ保護法上の同意が与えられて初めて、個人データは、データ債権者にとって価値を持つことになる。だから、データ保護法上の個人データへの同意は、「給付の対価としてのデータ」という給付関係を可能とし、同時に、引き受けた義務の中心的な対象となる。当事者は何時でも同意を撤回できるから、以上の契約上の義務および給付（同意）は、もちろん相当にやっかいな代物である。だから、その当然の帰結として、法律上、当事者に不撤回を義務づけることは不可能である(31)。ヨーロッパ基本権憲章（EuGRCh.）８条、ヨーロッパ人権条約（EMRK）８条、ヨーロッパ連合条約（AEUV）16条、および、ドイツ基本法によって保護される情報に関する自己決定の同意の撤回可能性は(32)、以上の保護の貫徹を債務法のレベルでも要求している。これに反する合意は、BGB134条［良俗違反］となる(33)。以上の制限は、データを目的とする債務の形成の技術を（特に、理論的に）面倒にし、そこで、これに対する模範［モデル］や解決策が提示されている(34)。

B)「データを対価とするデジタルコンテンツ」の無償性

反対給付としてのデータの有償性をめぐる議論は、連邦消費者本部（vzbv）のフェイスブックに対する最近の差止請求(35)によって、評判になっている。差し止めの対象は、プラットフォーム・フェイスブックが「ただで」利用できる（宣伝の）約束である。確かに、連邦消費者本部の訴えの提起の核心は、誤解

を惹起する宣伝の非難である。しかし、ここで、個人データの伝達は、フェイスブックによってもたらされたサービスの対価といえるのか、だから、サービスが有償と考えられるのか、という争点も明らかになっている。確かに、金銭的な価格は提示されていないが、法律が既に認めている使用権限を越えた、デジタルコンテンツの当事者と取得者の同意を与えたことになる、狭い意味でのデジタルコンテンツにも、同様の問題を見て取ることができる。

しかし、以上によれば、デジタルコンテンツと交換関係に立つ、個人データを含む契約作成は、無償の契約関係とは整理できない。これは、BGB312条以下［消費者契約］の適用範囲に関しても同じである(36)。却って、データの使用、および、同意と場合によっては伝達によって、自身の給付がデータの利用可能性に法的に依存していることに関するデータ債権者の利益によって、有償性は基礎づけられている。

C）契約の拘束の制限

無償契約の特徴とは、有償契約と比較して契約の拘束を容易に解消できることである。それは、ドイツ法でも他のヨーロッパ諸国の法でも同じである。BGB の贈与、使用貸借、委任、無償寄託に関する条文には、寛容な終了の可能性（特に、返還請求、撤回、告知）を認める多くの法規定がおかれている。それ以前に、ヨーロッパでも多く見られる贈与の方式の要求(38)は、端から長期に及ぶ無償の出捐の拘束力の制限を基礎づけている。だから、終了権と拘束力の制限は、データ債権者、データ債務者の双方に関係している(39)。契約の拘束力の制限の実質的な根拠は、一般的には無償性だと考えられている。無償の給付者は、優遇される必要がある。なぜなら、給付義務を課されているのは給付者だけだからである。反対に、給付受領者には、無償の給付が押しつけられてはならず、したがって、給付受領者は契約締結後に契約から離脱することも可能である。無償性ゆえに、受領者には相手方の正当な有償利益は対置されていない(40)。

無償の給付に関する契約のモデルにしたがって、契約の拘束力の制限が、

「反対給付としてのデータ」にも当てはまるのかという問題は、純粋に概念的にではなく政策的に決定されるべきである。契約の拘束力に関する既存の制限の直接の適用は、その都度で有償の給付が存在するから、現行法では問題外である。だから、ここで問題となっている領域に関して、同じように拘束力を弱体化させることが法政策的に妥当かという問題に対しては、未だ答えが与えられていない。

データを対価とするデジタルコンテンツの契約作成には、無償契約での契約の拘束力の制限は、制限的にだけ取り込むことができる。つまり、このような契約には、利他的を基本とする特性が欠如している。デジタルコンテンツは、データの伝達と利用の可能性を創出することと引き換えにだけ供給され、経済的交換という基礎を有している。このような契約の当事者も、契約の拘束への信頼に関しては、より保護に値する。データ伝達によって、データ債務者は、デジタルコンテンツの取得と保有を計算している。その限りでは、「データを対価とするデジタルコンテンツ」の契約には、利他的な淵源と制限された契約の拘束力の要保護性の減少を見て取ることはできない。だから、データ債権者の自身の経済的な給付能力の限界を基礎とする拘束力の制限は、少なくとも出発点としては不適切である。

反対形相で、データ債権者にも、とりあえず同じようなことが当てはまる。データ債権者の出発点は、データ保護法上の同意が与えられたからには、データ利用が可能で、データ利用によって経済的な利益を上げることができることである。もっとも、債権者の利用権限に関する信頼は、（その時々で）過去についてだけ保護される。（その都度の）将来に関しては、データ債権者の地位は、いずれにせよ、データの人格化、又は、人格化の可能性ゆえに、データ保護法上の同意の強行的で無制限の撤回権に服することになる。このような撤回がされたときは、いずれにしても、データ債権者には原則として告知権（場合によっては、解除権も）認められるべきである。以上を背景として、各国、および、ヨーロッパの立法者は、そのやっかいな性格ゆえに、データを反対給付とする継続的債務関係を、一般的に両当事者から自由に告知できるようにすべ

きなのかに関して決断を迫られることになるだろう。このように一般的な告知権は、減価償却には全く左右されず、その結果、データ債権者の過剰な補償の危険が存在するのではないかというのが、これに反対の論拠である。加えて、このような告知権は、同様に減価償却の問題を考慮すれば、データ債権者の給付の継続的債務の性格なしでの給付交換では、データ保護法上の撤回の帰結に対する価値と適切に合致している必要がある。とはいっても、少なくとも機能的には、データ債務者の側の契約違反が問題となったときは、契約の拘束力の制限が視野に入ってくる。例えば、デジタルコンテンツを保持するために、間違った又は偽造された個人データが伝達されたときは、データ債務者には、その限りで要保護性がないから、契約は当然に解消できるのが適切だと考えられる。ただし、このようなケースは、通例では、一般的な給付障害法で対処可能であり、BGB314条、323条以下が十分な基礎を与えており、場合によっては、特別な解約権（例えば、BGB627条）で補充が可能であろう。

D）責任の軽減

BGB の無償の給付に関する契約類型は、給付者の責任の軽減に関して幾つかの規定をおいている。使用貸借と贈与では、給付者は故意又は重過失に限って責任を負う（BGB521条、599条）。加えて、物と権利の瑕疵に対する責任は、悪意の場合に限られている。それだけではなく、追完請求は極めて例外的なケースに限って認められている（BGB523条、524条、600条）。ただし、委任に関して同様の規定をおくことは、1896年の［ドイツ民法の］立法者は意識的に回避している[41]。だから、サービス給付に関する規定では、BGB690条の無償寄託について法律上の責任の制限（自己のためにする注意義務への責任制限）、BGB31a 条の執行役員の報酬の低額な行為、および、BGB31b 条の社団構成員（いずれも、故意および重過失）、さらに、BGB680条の本人への緊急の危険を回避するための事務管理（故意および重過失[42]）が規定されているに止まる。BGB276条の一般的な責任基準［善管注意義務違反］に対する責任軽減の根拠は、いずれも契約の無償性であり、利他的な原因が考慮されている。

以上の限りでも、機能的には、契約の拘束力の制限は、責任の軽減で規定されており、もちろん、これは一般化が可能である(43)。

いずれにせよ、特に、データ保護法 6 条 1 項の法律上の許可の要件を超えて、同法 7 条、6 条 1 項 a によるデータ保護法上の同意によってデータ使用の可能性が与えられているときは、現行法では、責任の軽減は、「データを対価とするデジタルコンテンツ」の交換には、適用できない(44)。この場合にも、契約の拘束力の制限のケースと同様に、デジタルコンテンツが個人データと引き換えに提供される無償の契約に責任の軽減が認められるべきなのかという問題が発生する。

その際に自明なのは、「データを対価とするデジタルコンテンツ」の交換には、評価矛盾を回避するために、使用貸借や贈与のような無償契約の責任領域での責任の軽減以上の責任制限はされないことである。このような契約での優遇は、歴史的には明らかに、ローマ法に由来する有益原則（Utilitätsprinzip）に基づくものであり、その原則によれば、契約上の債務関係はその都度の契約当事者に対する契約の有用性が責任の基準となっている(45)。とはいっても、この説明で考慮されていないのは、責任の軽減は歴史的には部分的には要物契約にその淵源を持っていることである(46)。無償契約を諾成契約とすることで、確かに、責任の軽減に対する淵源としての理論的基礎は脱落している。とはいっても、これは、ルールの伝統がそのまま継続しているにすぎないというわけではない(47)。そうではなく、やはり、無償の給付者には、有償の給付を行う債務者と同じようには、受益者の履行利益の満足に対する支出（注意）を求めることは期待できないということである。

債務者が反対給付を受領するときには、以上の根拠が当てはまらないのは当然である。とりわけ、「データを対価とするデジタルコンテンツ」の給付交換の場合にはそうである。なぜなら、このような契約の骨格は、伝達された個人データの（継続的な）利用だからである。データは、商業的な目的のためのものである。だから、ここでは責任の優遇を正当化するだろう給付の利他的な背景が欠如している。給付者は、データ利用の効用を計算して、データの価値を

利用するために給付している。この取引では、商業的な目的設定の存在、および、気前の良さの欠如ゆえ、責任軽減の適用はもとより疑問である。だから、広告用景品は、しばしば責任軽減の適用領域から除かれている[48]。以上の基本的な態度は、ここでも維持されるべきである。

しかも、最終的に、ここでの責任軽減の適用に反対の論拠は、BGB には無償契約での責任軽減に関する一元的なルールは存在しないことである。一方で、使用貸借と贈与では故意と重過失でだけ責任が負わされるが、無償受託者は690条によれば自己の通常の注意義務違反で、受任者は全ての故意・過失に関して責任を負っている。つまり、ここで問題となる領域にそのまま適用できるような責任軽減の首尾一貫したシステムは存在しない。

E）データと引き換えに提供されるデジタルコンテンツの特別な品質水準

無償の給付での責任制限は、機能的には（および、その一部では理論的にも）BGB523f 条［贈与］、600条［使用貸借］の無償給付の品質の制限をも意味する。無償の給付者からは、給付の質に関しても、有償の給付の場合と同様の水準を期待することはできない。しかし、デジタルコンテンツの債務者が、応募者の個人データの利用権の帰属によって、反対給付を受ける限りでは、品質制限のための法政策的な根拠は脱落する。デジタルコンテンツのために、非典型的な交換の方法で、他人に財産的価値のある給付を約束させた者は、責任制限に関する正当な利益を有しない[49]。

もちろん、注意する必要があるのは、給付であるデータのやっかいな性質は、当事者の強行的な撤回権を顧慮すれば、品質水準にも影響を及ぼすだろうことである。そのことは特に、継続的なデジタルコンテンツの移転（売買と等しい状況）では、アフターケアの義務の要請につながる。デジタルコンテンツにも売買と同様の状況を受け入れるなら、後まで続く品質保証義務は、もちろん、デジタルコンテンツの債務者が、「買主」の個人データの利用の収益から、データを購入することができなくなれば、その保証義務は終了することになる。ここでも、間違いなく類型化された償還の程度に応じて、正確に問題を

区別すべきである。

F）データ債務法の構成部分

以上で論述したことの債務法への帰結は、その性質に相応しいやり方での、給付対象としての個人データに適切な債務法上のルールの定立の決断の不可欠性である。特に、金銭債務法、そればかりでなく、類型的な保護関係と危険分配を伴った商品債務法に見て取れるように、データという給付対象に関しても債務法上の基本的な解明が必要である。ここでは、サービス給付ではそれを怠ったのだが、債務法を新たな給付対象に向けて方向づけることを、立法者は見落としてはならない。デジタルコンテンツに関しては、各国法とヨーロッパ法のレベルで、独自のルールが姿を現し始めているが、その特性を考慮した個人データについてはそうではない。もちろん、全ての場合について新しい特別なルールが必要なわけではないが、データ債務法という特別なルールが必要である。

1．自明性

以上のデータ債務法に、とりあえず、各々の給付対象に当てられた一般的な債務法が用意する幾つかのルールが適用されるのは自明の理である。特に、BGB242条［信義則］がそうであり、同条の柔軟な効力をデータ債務法が放棄することはあり得ない。ただし、その際に注意すべきは、デジタルのレベルで確保されるべき権利者の自由、特に、同意の撤回は、そのまま持ち込まれてはならないことであり、このことは、特に、矛盾行為の禁止を全体としてどう構成するかにも当てはまる。自由な撤回権は、意識的に矛盾行為を承認している。

給付時、給付場所のルールに関してはその適用は自明であり、データ保護の地域的な連結点を考慮して、特別に具体化されるべきである。同じことは、BGB293条以下［受領遅滞］の［債権者の］協力への期待、および、BGB313条［行為基礎の喪失］、314条［重大な事由による継続的契約関係の告知］の柔

軟性原則にも当てはまる。

データも給付対象となるなら、当然のことながら、履行に関するルール、および、履行によって発生する債務の消滅に関するルールも適用される(50)。もちろん、以下の限りでは、特殊性も考慮されるべきである。特に、BGB267条［第三者弁済］、268条［第三者弁済の正当な利益］の意味での第三者による給付は、同意に関しては、個人データでは排除される。それとは違うのが、その可能性に争いのある、同意の代理に関してであり、特に、未成年者に関しては、依然としてルールが存在しないことは、データ保護法８条１項２文を参照されたい。この場合には、代理人ではなく本人が義務を負うが、とはいっても、帰責の問題は極めて限られた範囲で発生するにすぎない。

BGB275条［給付義務の拒絶］の適用に関しても、もとより面倒な履行請求権の排除に関しては、代理の可能性が制限されているのと同様に、高度の人格性に注意すべきである。データ債務法の文脈でのBGB275条の意味は、どのような理論構成をとっても、機能としても現実にも限られたものである。

２．基本的な問題

データ債務者に関しては、まずは、幾つかの基本的な問題の解明が必要であるが、それは、給付（および、反対給付）としてのデータに関する合意、および、発生すべき法定の債務関係が、その前提条件を決定している問題である。そこで考えるべきことの中心は、給付義務が大きく制限されたり、同意が撤回されれば、履行請求が排除されることに見られるような、データ債務者の給付義務の限界づけである。このような給付義務の排除に関しては、債務法では様々な理解が可能である。一方では、一種の自然債務だとか、売春での人格的には重大な給付交換のモデルに倣って、最初から拘束力は限られ、訴求不可能だと考えることもできる(51)。他方では、撤回の可能性を、撤回権によって正当化される不履行のケースと整理することも可能であり、後者には、履行請求は撤回で消滅するという構成上の利点がある。少なくとも、以上の基本問題に関しては、債務法の立法者の説明が望ましいと考える。

履行請求権の制限によって、BGB280条1項、3項、281条から283条の不履行責任の排除、BGB248条［債権者の支出した費用の賠償］の償還の期待の排除が実現する。もちろん、ここでも、以上の排除の根拠、および、どのような場合に排除が可能なのかを決定する必要がある。一方で考え得るのが、データ債務者の行為とは無関係な一般的な排除である。履行請求権の排除には、法律構成としては、様々な根拠づけが可能であり、最初から履行請求がないと考える必要はない。同様に可能なのは、契約の破棄は常に正当化されるという理解か、データ債務者の義務は制限的な保護目的を持っているという理解である。

もちろん、履行利益に関する責任排除という中心的な問題の決定は、データ契約の履行がなかったときにデータ債務者の責任が全く排除されることを意味しない。とりあえず、その中心的な反対の例が、瑕疵のあるデータによるデータ債権者に対する侵害であるが、これはもちろん、データ債権者の履行利益の侵害ではなく、信頼損害ないしは完全性利益の侵害である(52)。つまり、BGB280条1項、241条2項の責任である。さらに、利用権の継続性、および、撤回の意図に関するデータ債権者の詐欺又は過失のある誤解の惹起といったケースでの、データ債務者の責任は論じるに値する問題である(53)。この場合には、当然のことながら、撤回の自由を受け入れたことで、物権的レベルでは何が放棄できないのか、債権者を出し抜いてはいないのかを基準に、データ債務者の配慮義務が慎重に検討されるべきである。

今1つの中心的な問題は、内容規制の基準の適用可能性である。これに関しては、現在までドイツの判例は明確とは言い難い状態であり、その理由は、一方で、しばしばデータ保護法上の同意の内容規制が行われており、他方で、連邦通常裁判所は、ペイバック（PAYBACK）、ハッピーディジッツ（HappyDigits）判決で、連邦データ保護法4a条を規制基準として適用しているにすぎないからである(54)。一方で、規制の必要性の基本問題は、すでに、データ保護法上の同意、および、それに対する債務法上の義務を取り扱っている93／13考慮根拠（EWG）条項指令で持ち上がっており(55)、どの程度でデータの取引可能性を裁判官による内容規制が制限するのに相応しいのかを、各国、およびヨーロッパ

レベルで、立法者は決断する必要があるだろう。

「データを対価とするデジタルコンテンツ」の給付交換の合意の可能性から、一般的なルールであるBGB320条以下の適用可能性という問題が発生する。これに関する明文の法規定は必ずしも必要はないであろう。それでも、注意しておくべきなのは、以上の双務契約の規定は、そのほとんどが、金銭的な報酬に関しては適切だということである。特に、BGB326条のリスク分配には、注目すべきであり、正当な補償利益を視野に入れると、データという特別な対価にも合致している可能性がある。それに相応しい調整は、BGB312j条３項、および、消費者保護指令８条２項２号でも必要である(56)。

これに対して、BGB323条以下の解除のルールの適用に関しては、とりあえずは問題はない。「データを対価とするデジタルコンテンツ」では、解除一般では法政策的には疑念のある双務契約という要件は問題にならない。だから、調整の必要が残るのは、特に、巻き戻しに関してである。BGB357条以下と同様に、BGB346条以下は、特に、給付された物の巻き戻しに適しており、個人データとその利用に関しては、異なった調整が必要である(57)。だから、それ以外のデータ利用権は留保して、第一義的には、残っている個人データの消去義務を負うことになる。この消去義務は、データ保護法によるものではなく、データの給付の債務法的な基礎が解除によって消滅しただけで、契約上認められることになる。それ以外の巻き戻しの効果は、BGB346条２項、３項による価値賠償の開かれた定式、および、補助的には、不当利得法の法効果の指示（BGB346条４項）によって行われることになる。その最初の試みが、委員会の指令提案13条２項、15条２項、16条４項だが、もちろん、それは、巻き戻しに関しては、契約の終了の不遡及を提案している(58)。

それ以外の問題に関しても、判例、又は、立法による解明が必要である。データが当事者の固有の財産的な価値を意味するときは、それが問題となる以上は、当然に、データが割当内容（Zuweisungsgehalt）を持つ権利であることを承認することになる。このような割当内容は、それが侵害されたときには、BGB812条１項１文第２事例の不当利得返還請求権（侵害利得（Eingriffskondik-

tion)）を発生させることになる。一般的な規定に即して、この不当利得返還請求権では、利益の剥奪も認められるだろう。それは、データに責任を持つ者が当事者との関係を匿名化によって除去したときも同様だと考えるのが妥当である。当該の人間に関するデータの財産的価値を持つという性格が、匿名化によって終了するものではない。

3．細部での解明の必要性

これまで論じてきた構造的な基本問題と並んで、データ法でのパラダイムの転換によって、細部での付加的な解明が必要となる。これも、一般的な債務法に関するものである。

人格権侵害による損害賠償に関しては、ここでの状況では、BGB253条［非財産的損害の賠償］と非財産的な損害も含むデータ保護法82条の競合が発生する。ここで解明が必要なのが、債権的には必要とされる使用権限が存在しないときには、データ保護法上の保護義務の他に、もっぱらBGB280条、241条2項、253条によって評価される契約侵害による損害賠償請求権が存在するのかという問題である。

契約の文脈では、それ以外のデータ保護法上の請求権と救済手段が、（基本権の決定に依存して）解明される必要がある。物権的レベルの物権法と債務法上の義務の古典的な区分の経験に照らすと、それに関して基本的に困難が生じることはない[(59)]。ここで調整が必要なのは、特に、データ保護法15条の情報請求権であり、それにはBGB259条以下の債務法的な理解は相応しくないと考えられているからである。BGB346条1項の修正の必要によって、さらに、データ保護法16条、18条によるデータ処理の制限と訂正の請求権の組み込みの側面が問題となっており、それも片付ける必要がある。最後の問題に関しては、立法者は、債務法上は、新たな問題に突き当たっており、それは、たとえ不作為請求でも[(60)]、このような請求権は理論的には契約法を基礎としては説明できないことである。

未解明の細かい問題は、いくらでも出てくるだろう。例えば、利用者の個人

データが、返還されるべき物と結合している状況で、BGB258条［除去権］のルールは有益かに関しても決断が必要である。以上の、例えば、リースされた自動車の走行データという困難な問題は、居住空間の賃貸借をモデルが解決できるものではない。それ以外の例が、例えば、データと使用権限が、BGB273条の意味での留置権の対象となるのか、および、データの給付とそれに属する同意に向けられた請求権の譲渡可能性である。ここでも、新たな反対給付を既存の契約システムに整理するという問題が発生している(61)。

これら全ての点に関して、本稿は示唆を与えるに止まる。総じて、債務法学は、大きな課題に直面しており、それを克服することなしには、ここで言及した実質的問題と問題状況に立法者も一貫性のある解決を与えることはできないだろう。

G）おわりに

「個人データを対価とするデジタルコンテンツ」というビジネス・モデルは、デジタル世界の現実の一環である。ヨーロッパ法秩序もドイツ法も、当面は、このビジネス・モデルに相応しい解決を持ち合わせていない。12月に出されたデジタルコンテンツに関する指令への委員会の提案も、最初の出発点にすぎない。少なくとも本稿で言及した基本的な問題は、デジタルコンテンツの無償性いかんという本稿での問題提起をはるかに超えた問題である。共通参照枠案（DCFR）の贈与法の条文でのモデル、および、特に、ヨーロッパ共通売買法（GEKR-E）107条［デジタルコンテンツが無償で供与された場合の買主の履行請求の制限］に照らして、さらには、この問題領域での法律学上の徹底性の限られた水準に鑑みれば、実務での迅速な解決は期待できない。デジタルコンテンツによる取引のインターメディアの分野でもそうだが、当然にも独占が拡大している現状では、市場をつうじての利害調整を、近い将来には期待することはできない。ここでは、民事法の立法者は、秩序を決定する政策的な決断を迫られている。

注

（1） 本稿は、筆者が2015年11月に「『無償で』提供されたデジタルコンテンツの法的な枠組みの条件」という表題で、連邦司法省と消費者保護のために提出した鑑定意見に基づいている。本稿を拡大した論考は、2017年の ZfPR に掲載予定である。本稿は、出発点としては、重要な部分で、ラングハンケ〔Germen Langhanke〕の業績（Langhauke, Daten als Leistung〔バイロイト大学に2016年に提出の博士論文〕、本講演では、再生中の原稿から引用している）および、Langhanke/Schmidt-Kessel, Cosumer Data as Consideration, EuCML 2015, 218−223の論文に依拠している。2015年12月 9 日のヨーロッパ委員会の指令提案に関する本講演の議論は、さらに補充が可能である。そのことは、ファウスト（Faust）の［ドイツ］法曹大会での鑑定意見（Digitale Wirtschaft―Analoges Recht: Braucht das BGB ein Update?, in: Verhandlungen des 71. Deutschen Juristentages, Essen 2016, A1ff.）にも当てはまる。この間の文献としては、Wendehorst/von Westphalen, BB 2016, 2179; Wendehorst, NJW 2016, 2609（本講演の提案するモデルの拡大版）および、Metzger, AcP2016, 817−865がある。

（2） 余り信用できない 2 ・ 3 の数字では、ワッツアップ（Whatsapp）がフェイスブックを通じて購入するデータ 1 単位の価格は約40ドルである（http://www.tagesspiegel.de/wirtschaft/facebook-kauft-whatspp-umsonst-ist-teuer/9514730.html）。ネット利用者のプロファイルの平均的な価格は、約88ユーロである（Deutsche Bank Research, Big Data―die ungezähmte Macht〔馴致できない力〕, 2014, S.20）。これに関しては、例えば、Deutsche Bank Research, Big Data―die ungezähmte Macht, 2014, S.18ff.; OECD, Exploring the Economics of Personal Data, 2013, S.18ff. も参照。

（3） この問題に関しては、とにかくも、Langhauken, Daten als Leistung（未公刊の Bayreuth 2016 博士論文）; Langhauke/Schmidt-Kessel, Consumer Data as Consideration, EuCML2015, 218ff. を参照。もちろん、そこでの所見は、本講演でとりあげる契約法にだけ当てはまるものではない。このような場合の競争法（Wettbewerbsrecht）にとっての市場規定の困難さに関しては、例えば、Podszum/Franz, NZKart 2015, 212ff. を参照。施行直前の競業法（Lauterkeitsrecht）での評価に関しては、連邦消費者本部（vzbv）のフェイスブック（Facebook）に対する差し止め手続きを参照。

（４） すでに、Langhauke/Schmidt-Kessel, Data as Consideration, EuCML2015, 218が指摘している。

（５） Langhauke/Schmidt-Kessel, Data as Consideration, EuCML2015, 218.

（６） デジタルコンテンツの提供の一定の契約法的側面に関するヨーロッパ議会と理事会の指令に係る提案（2015年12月９日）, COM（2015）634final.

（７） これに関しては、Schmidt-Kessel/Erler/Grimm/Kramme, Die Richtlinienvorschläge der Komission zu Digitalen Inhalt und Online-Handel, GPR2016, 54, 57−60.

（８） ドイツ民法（BGB）312条以下の改正により、2011/83EU 消費者法指令２条11号が国内法化され、デジタルコンテンツの概念の法的定義がドイツ民法と関係づけられた。BGB312f 条３項は、デジタルコンテンツを「デジタル形式で作成、提供されるデータ」と定義している。その具体例として、考慮事由（19）で指令、および、ドイツの国内法化法の政府の理由書（Regierungsentwurf Begründung, BT―Drs. 17/12637, S.55）は、コンピュータープログラム、ソフトウェア（Apps）、ゲーム、ビデオ、および、書籍（E ブック）をあげている。その際に、コンテンツがダウンロードされて消費者のコンピューターに取り込みうるのか、それとも、単に可視化が可能なだけで、一時的にはともかく、持続的にデータを取り込むこと（ストリーミング）ができないのかは無関係だとされている。要件とされているのは、何らかの方法でデータが流通可能で、かつ、当事者がデータに関する契約を締結することが可能なことだけである（Schmidt-Kessel, in Schmidt-Kessel, Die Entwurf für ein Gemeinsames Europäisches Kaufrecht, Art.2 Rn.45）。デジタルコンテンツの契約に関する指令提案２条１項によるデジタルコンテンツ概念の限定に対して批判的なのが、Schmidt-Kessel/Erler/Grimm/Kramme, Die Richtlinienvorschläge der Komission zu Digitalen Inhalt und Online-Handel, GPR2016, 54, 56f.

（９） Langhauke/Schmidt-Kessel, Data as Consideration, EuCML2015, 218, 219.

（10） 給付概念の詳細に関しては、Bachmann, in: Münchener Kommentar zum BGB, §241 Rn.17ff.; Mansel, in:Jauernig, Kommentar zum BGB, §241 Rn.7f.; Schlechtriem/Schmidt-Kessel, Schuldrecht Allgemeiner Teil, 6.Auflage, S.87ff.

（11） Bachmann, in: Münchener Kommentar zum BGB, §241 Rn.19; Mansel, in:Jauernig, Kommentar zum BGB, §241 Rn.8.

(12)　指令提案3条は、積極的な伝達に限っている。これに対する批判が、Spindler, Verträge ber digitale Inhalte―Anwendungsbereich und Ansätze, MMR2016, 147, 149. 同様に、積極的な伝達を支持するのが、Faust, Digitale Wirtschaft―Analoges Recht: Braucht das BGB ein Update?, in: Verhandlungen des 71. Deutschen Juristentages, Essen016, A30.

(13)　データ保護法では、許可義務を基礎づけるには、後者だけで十分である。だから、データ保護法の見地からの区分は、積極的な伝達への制限を要求していない。

(14)　Unseld, Die Übertragbarkeit von Persönlichkeitsrechten, GRUR 2011, 982（982）.

(15)　Buchner, Die Einwilligung im Datenschutzrecht, DuD2010, S.38（39）も同旨。

(16)　これに関しては、すぐに後述する。

(17)　以上の意味で、ドイツとアメリカ合衆国の憲法の視点から、Sandfuchs, Privatheit wider Willen?, Tübingen 1015.

(18)　だから、議論の多くはデータ自体に集中しており（どのような者が、侵害の責任を負わないのか）、使用権限に関しては十分ではない。例えば、Faust, Digitale Wirtschaft―Analoges Recht: Braucht das BGB ein Update?, in: Verhandlungen des 71. Deutschen Juristentages, Essen016, A17f. を参照。

(19)　Buchner, Die Einwilligung im Datenschutzrecht, DuD2010, S.39, 40; Langhauke/Schmidt-Kessel, Data as Consideration, EuCML2015, 218, 220; Schmidt-Kessel/Erler/Grimm/Kramme, Die Richtlinienvorschläge der Komission zu Digitalen Inhalt und Online-Handel, GPR2016, 54, 59.

(20)　Schmidt-Kessel/Erler/Grimm/Kramme, Die Richtlinienvorschläge der Komission zu Digitalen Inhalt und Online-Handel, GPR2016, 54, 59

(21)　Langhauke, Daten als Leistung, Kapitel 3 B Ⅰ（未公刊の2016年のバイロイト大学に提出した博士論文）; Langhauke/Schmidt-Kessel, Data as Consideration, EuCML2015, 218, 220. それに応じて、指令提案3条4項も非常に視野が狭く、データ保護法上の枠組みとなる条件と十分に結びついていない。これに関しては、Schmidt-Kessel/Erler/Grimm/Kramme, Die Richtlinienvorschläge der Komission zu Digitalen Inhalt und Online-Handel, GPR2016, 54, 59。給付対象としてのデータの拡大を擁護するのが、Wedehorst/von Westphalen, BB2016, 2179、および、Wendehorst, NJW2016, 2609.

(22)　これに関しては、Langhauke, Daten als Leistung, Kapitel 3 B Ⅰ（未公刊の2016年のバイロイト大学に提出した博士論文）を参照。

(23)　詳しくは Langhauke, Daten als Leistung, Kapitel 3 B Ⅰ（未公刊の2016年のバイロイト大学に提出した博士論文）。反対が、特に、Bräutigam, MMR2012, 635, 640（明らかに、結合禁止の回避の目的で）。

(24)　以上の意味で、指令提案３条４項も。

(25)　そのことは、ティルブルグ大学で受理された博士論文である Portva, Property rights in personal data: A European perspective, Oisterwijl: BOXPress BV 2011の特に、185頁以下からもはっきりと見て取れる。

(26)　例えば、同意の言語上の透明性の意味で、これはいずれにせよ問題になる。これに反対するのが、例えば、人格権の保護の視角からは、同意の目的は、データとの事実上の交際を把握することで、その背後の経済的機能ではないことである。

(27)　Langhauke, Daten als Leistung, Kapitel 3 B Ⅰ2a（未公刊の2016年のバイロイト大学に提出した博士論文）; Langhanke/Schmidt-Kessel, Cosumer Data as Consideration, EuCML 2015, 218, 220ff. 明らかに異なった見解が、Gola/Schomerus/Goal/Körffer §4a BDSG Rn.38f.、および、データ保護法の文献の多く。中立的でその問題に言及するに止まるのが、Faust, Digitale Wirtschaft―Analoges Recht: Braucht das BGB ein Update?, in: Verhandlungen des 71. Deutschen Juristentages, Essen 2016, A22f.

(28)　以上の意味で、例えば、Bräuitigam, Die Nutzungsverhältnis bei sozialen Netzwerken―Zivilrechtlicher Austausch von IT-Leistung gegen personenbezogene Daten, MMR 2012, 635, 636（ただし、自分の結論を、「実務とはほど遠い」としている）; Faust, Digitale Wirtschaft―Analoges Recht: Braucht das BGB ein Update?, in: Verhandlungen des 71. Deutschen Juristentages, Essen 2016, A19; Faust, NJW―Beil 2016, 29; さらに、Spindler/Schuster/Spindler.Nink §28 BDSG Rn.21.

(29)　同旨が、Spindler, Verträge über digitale Inhalte―Anwendungsbereich und Ansätze, MMR2016, 147, 150.

(30)　同旨が、Langhauke, Daten als Leistung, Kapitel 3 B Ⅰ（未公刊の2016年のバイロイト大学に提出した博士論文）; Langhauke/Schmidt-Kessel, Consumer Data as Consideration,

EuCML2015, 218, 220f.; Spindler, Verträge über digitale Inhalte―Anwendungsbereich und Ansätze, MMR2016, 147, 150.

(31) Langhauke, Daten als Leistung, Kapitel 3 B2a（未公刊の2016年のバイロイト大学に提出した博士論文); Langhauke/Schmidt-Kessel, Consumer Data as Consideration, EuCML2015, 218, 220f.

(32) Langhauke/Schmidt-Kessel, Consumer Data as Consideration, EuCML2015, 218, 221.

(33) Langhauke, Daten als Leistung, Kapitel 3 B Ⅱ（未公刊の2016年のバイロイト大学に提出した博士論文).

(34) 以上に関しては、後述 F。

(35) http://www.vzbv.de/pressenmitteilung/vzbv-klagt-gegen-facebook. 訴えは、ベルリン地裁で、AZ16 O 341/15で係属している。

(36) Faust, Digitale Wirtschaft―Analoges Recht: Braucht das BGB ein Update?, in: Verhandlungen des 71. Deutschen Juristentages, Essen 2016, A25とそこでの引証は、適切である（同時に、BGB312条 1 項による指令違反も示唆している)。

(37) ドイツ法では、BGB527条、528条、604条、605条、671条、695条、696条。ヨーロッパ共通贈与法では、Art.Ⅳ.H.―2. 103f.;4:101−4:203 DCFR.

(38) BGB516条、518条（要物契約、又は、公正証書); Art.Ⅳ.H.―2:101f. DCFR（例外はあるが書面).

(39) そのことは、契約と同意のそれぞれの効力が、無因的だと考えられるか否かとは、無関係である。これをきちんと論じたのが、Langhauke, Daten als Leistung, Kapitel 4（未公刊の2016年のバイロイト大学に提出した博士論文)。

(40) ドイツに関しては、BGB490条 2 項 3 文（消費貸借の借主の貸主に対する解約による損害の賠償)、649条（注文者の任意解除権)。

(41) Mot. Ⅱ S.530, 531.（現実に）無償で提供されたインターネットでの（サービス）給付の妥当な責任の基準に関する詳細は、Faust, Digitale Wirtschaft―Analoges Recht: Braucht das BGB ein Update?, in: Verhandlungen des 71. Deutschen Juristentages, Essen 2016, A61−69.

(42) 委任が存在する場合に同様の状況への責任軽減の転用可能性は、実際には論じられていないが、いずれにせよ無償の緊急事務管理では受け入れられるべきである。

（43） Faust, Digitale Wirtschaft―Analoges Recht: Braucht das BGB ein Update?, in: Verhandlungen des 71. Deutschen Juristentages, Essen 2016, A26.

（44） Schmidt-Kessel, Verträge über digitale Inhalte, K&R 2014, 475, 480; Spindler, Verträge über digitale Inhalte―Anwendungsbereich und Ansätze, MMR2016, 147, 150.

（45） Medicus/Lorenz, Schuldrecht Ⅱ Besonderer Teil, Rn.5; Lohsse, in: beck-online, Großkommentar, BGB, §599, Rn.2; 有益原則については、Kaser, Römisches Privatrecht, 13.Auflage, §36Ⅲ5.

（46） 以上は、特に、BGB523条、524条（贈与の担保責任）、600条（使用貸借の担保責任）の悪意の基準に当てはまるが、これらの規定は、2001年以前の BGB463条（売買の担保責任）のように、現実取引に向けられている。

（47） ただし、そういっているのが、Lohsse, in: beck-online, Großkommentar, BGB, §599, Rn.2−3.

（48） Schmidt-Kessel, Verträge über digitale Inhalte, K&R 2014, 475, 480.

（49） Mańko, Contracts for supply of degital contract（2016）, PE582. 048, S.16. を参照。

（50） 以上に関する基本的な考察は、Langhauke, Daten als Leistung, Kapitel 3 B Ⅱ（未公刊の2016年のバイロイト大学に提出した博士論文）。

（51） Langhauke, Daten als Leistung, Kapitel 3 B Ⅰ2 およびⅢ（未公刊の2016年のバイロイト大学に提出した博士論文）。

（52） Langhauke, Daten als Leistung, Kapitel 3 C1（未公刊の2016年のバイロイト大学に提出した博士論文）。

（53） Langhauke（Daten als Leistung, Kapitel 3 D、未公刊の2016年のバイロイト大学に提出した博士論文）は、スイス法にそれに当たる記述があることも考慮して、不利な時期の撤回のケースをあげている。その場合には、例外的なケースでは、データ債権者を、恐らく将来は、データ保護基本法６条１項ｆ号の適用で保護することができるだろうが、このことはこれまで一度も論じられたことはない。

（54） BGH, NJW2008, 3055; BGH, MMR2010, 138.

（55） データ保護法の指令の考慮根拠（42）の明文での指示を参照。

（56） Faust, Digitale Wirtschaft―Analoges Recht: Braucht das BGB ein Update?, in: Verhandlungen

des 71. Deutschen Juristentages, Essen 2016, A41に適切な指示がある。データ保護法上の状況への転用に関しては、すでに、Benninghoff, Brauchen wir eine "Button"-Lösung für das Datenschutzrecht?, VuR2013, 361−362.

(57)　Faust, Digitale Wirtschaft―Analoges Recht: Braucht das BGB ein Update?, in: Verhandlungen des 71. Deutschen Juristentages, Essen 2016, A39−41の法政策的な提案（撤回権および消去請求の消滅後の使用の許可）を参照。

(58)　この「ゴルディアスの結び目を断ち切る」試みに対する適切な批判が、Spindler, Verträge ber digitale Inhalte―Haftung, Gewährleistung und Portabilität, MMR2016, 219, 221.

(59)　ドイツ法の分離・無因原則の効力に関する基本的な検討は、Langhauke, Daten als Leistung, Kapitel 4A（未公刊の2016年のバイロイト大学に提出した博士論文。それ以外では、同書の第４章Ｂ〔Kapitel4 B〕オーストリア、第４章Ｃ〔KApitel4 C〕スイス）。

(60)　未交換のミュンヘン大学に提出された教授資格請求論文の Hoffmann, Der Unterlassungsanspruch als Rechtsbefehl, 2016.

(61)　最初に指摘したのが、Faust, Digitale Wirtschaft―Analoges Recht: Braucht das BGB ein Update?, in: Verhandlungen des 71. Deutschen Juristentages, Essen 2016, A43（BGB480条による消去、類推適用）, A53（「賃貸借法の規範の適用」）. Mak, Contracts for supply of digital consent（2016）, PE582. 048, S.15も参照。

―ふじわら　まさのり・北海道大学法学研究科教授―